

## 徳島県立徳島学院給食調理業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 募集の内容

#### (1) 委託業務名

徳島県立徳島学院給食調理業務

#### (2) 委託業務の内容

徳島県立徳島学院において入所児童及び職員等に対する食事(1日3食及び間食)の提供を行うものとする。

※詳細は、別添「徳島県立徳島学院給食調理業務仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※地方自治法第234条の3及び徳島県長期継続契約に関する条例に基づく長期継続契約

#### (4) 業務場所

徳島県鳴門市大麻町板東字広塚35 徳島県立徳島学院 調理棟

#### (5) 提案上限額

年額30,024,720円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

※この金額は契約時の予定額を示すものではない。提案上限額を超えての提案を行った場合は失格とする。

#### (6) 契約の条件

このプロポーザルに基づく契約は、令和8年度予算を審議する徳島県議会において、当初予算の成立を条件として締結する。

#### (7) 長期継続契約の条件

翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除する。

#### (8) 実施方法

公募型プロポーザル方式

### 2 参加資格要件

参加者は、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

#### (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。

① 破産者で復権を得ない者

② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる者を含む。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (8) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け資格を有する者であること。（資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（様式については、徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配付されているものを使用すること。）に必要書類を添付して、参加表明書の提出期限までに管財課へ提出すること。）
- (9) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (10) 過去3年以内に給食調理業務等の受託実績があること。
- (11) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

### 3 プロポーザルの手続等

- (1) スケジュール（状況により変更する場合がある。）

項目	日 程（予定）
実施要領等の公表・配布	令和7年12月22日（月）～令和8年1月14日（水）
参加表明受付	令和7年12月22日（月）～令和8年1月14日（水）
現地説明会	令和8年1月13日（火）
質問受付	令和7年12月22日（月）～令和8年1月15日（木）
提案書募集	令和8年1月16日（金）～令和8年1月30日（金）
選定委員会	令和8年2月上旬 予定
選定結果の通知・公表	令和8年2月上旬 予定

(2) 実施要領等の公表・配布

① 配布期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月14日（水）まで

② 配布場所

徳島県ホームページにおいて配布する。

③ 配布物

ア プロポーザル説明書

イ 徳島県立徳島学院給食調理業務公募型プロポーザル実施要領（本書）

ウ 様式第1号（参加表明書）

エ 様式第2号（誓約書）

オ 様式第3号（法人概要書）

カ 様式第4号（現地説明会参加申込書）

キ 様式第5号（質問書）

ク 様式第6号（企画提案書）

ケ 様式第7号（見積書）

コ 様式第8号（参加辞退届）

サ 徳島県立徳島学院給食調理業務仕様書

(3) 参加表明書等の提出

① 提出期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月14日（水）午後5時まで（必着）

② 提出方法

持参または郵送（簡易書留、配達証明等の配達履歴を確認できる方法。）により提出すること。

③ 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

④ 添付書類

ア 誓約書（様式第2号）

イ 法人概要書（様式第3号）

ウ 「2 参加資格要件（8）」の参加資格の登録を証明するもの

エ 法人登記簿謄本

オ 納税証明書

⑤ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、電話連絡をした上で参加辞退届（様式第8号）を郵送（普通郵便可）により提出すること。

⑥ 提出部数

1部

(4) 質問及び回答

① 受付期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月15日（木）午後5時まで（必着）

② 提出方法

質問書（様式第5号）をファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

③ 回答方法

質問に対する回答は、令和8年1月16日（金）までに行う。

なお、質問に対する回答は競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、質問者及び参加表明者すべての者に電子メール等で通知する。

(5) 現地説明会の実施

① 日 時

令和8年1月13日（火）午後2時から

② 集合・実施場所

徳島県立徳島学院 調理棟

③ 参加方法

参加を希望する者は、現地説明会参加申込書（様式第4号）を令和8年1月9日（金）午後2時までにファクシミリにより提出すること。

また、参加人数は、1参加者あたり2名までとし、厨房見学に必要な衛生装備（マスク、キャップ、エプロン、上履きなど）は各自準備しておくこと。

なお、参加希望がない場合は現地説明会を実施しない。

(6) 企画提案書等の提出

① 提出期間

令和8年1月16日（金）から令和8年1月30日（金）午後5時まで（必着）

② 提出方法

持参または郵送（簡易書留、配達証明等の配達履歴を確認できる方法。）により提出すること。

③ 提出書類

企画提案書（様式第6号）

見積書（様式第7号）

④ 企画提案書の記載方法

ア 原則、A4版・縦型・横書き・左綴じで作成すること。

イ 文章を補完するためのイラスト、イメージ図を使用してもよい。

⑤ 添付書類

直近3決算期における決算書

⑥ 提出部数

6部（正本1部、副本5部）副本は写し可

#### （7）企画提案書等提出書類の取扱い

- ① 提出期限後において、企画提案書等提出書類（以下「提出書類」という。）の変更、差し替え、再提出は認めない。
- ② 提出書類は返却しない。
- ③ 提出書類は徳島県立徳島学院及び「徳島県立徳島学院給食調理業務委託事業者選定委員会」での使用に限り複製することがある。
- ④ 提出書類について、徳島県情報公開条例の規定に基づき公開する場合がある。
- ⑤ 提出書類については、この募集の選定以外の目的では使用しない。

### 4 契約候補者の選定

#### （1）選定方法

- ① 隨意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）の選定は、書類審査とプレゼンテーション審査で総合的に評価し、候補者と次点者を選定する。
- ② プrezentation審査の対象者には、日時及び場所を別途通知する。
- ③ 参加者が一者の場合も審査を行い、提案内容が適当であると認められるときは、当該業者を候補者とする。

#### （2）評価項目

次の評価項目について評価を行う。

評価項目	評価する内容
① 業務運営に係る基本的な考え方	運営方針、個人情報保護等及び事前準備や業務引継に対する考え方
② 調理業務の実施方法	業務執行体制、献立作成、タイムスケジュール、満足度向上、行事食、食数変更時の対応、年末年始対応、県内調達
③ 管理体制	衛生管理、教育・研修、危機管理
④ 自由提案	おいしく食事が楽しめるための配慮・工夫等
⑤ 見積額	見積額
⑥ 経営状況等	直近3カ年における経営状況等

#### （3）審査結果の通知・公表

審査結果については、すべての参加者に書面で通知するとともに、徳島県ホームページに掲載する。

### 5 契約

- （1）企画提案内容をもとに仕様書を作成し、改めて選定された候補者から見積書の提出を受ける。
- （2）選定された候補者と協議が整わない場合は、次点者と協議を行う。

## 6 失格事項

次のいずれかに該当した場合、当該参加者は失格になることがある。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 企画提案書に記載すべき内容以外の内容が記載されている場合
- (4) 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 本要領に違反すると認められる場合

## 7 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル及び契約の手続き並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

## 8 書類の提出場所及び問い合わせ先

〒779-0230

徳島県鳴門市大麻町板東字広塚 3 5

徳島県立徳島学院 総務担当

電話 088-689-1121 ファクシミリ 088-689-1122

電子メール [tokushimagakuin@pref.tokushima.lg.jp](mailto:tokushimagakuin@pref.tokushima.lg.jp)